



2020年 4月16日  
第152号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申第34号

4月10日

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び休日労働に関する協定」に関する申し入れ 団体交渉実施!!⑥

4. 業務に必要な作業は勤務時間とし、適正な賃金を支払うこと。また、業務に必要な時間と判断した場合の超勤指示は、画一的に取り扱うこと。

回答) 時間外労働については、管理者から事前に指示を受けることを基本とする。

◆Office365のインストールや設定について「超勤対応」や「自分の時間」と現場によってばらつきがあることに対する議論

組合) 業務に必要な作業か? 必要な作業であるならばきちんと賃金を支払ってもらいたい。

会社) 業務に必要なかというよりは、業務であれば労働時間である。それ以外であればその都度の判断。

組合) それを判断するのは誰か?

会社) 判断するのは箇所長・支社。最終的には会社。

組合) 具体的にOffice365の設定についてはどのように考えているか? 自分の時間か、労働時間か?

会社) 基本は自分の時間と考えている。職場の特情もあり、労働時間であっても否定するものではない。労働時間の中でやってもいいという認識である。

組合) タブレットは業務に必要なものであり、業務に使うもの。それを活用するためのソフト。現場としては業務に関係するものという認識である。

会社) 感じ方は否定しない。業務に絶対必要なものであれば、会社として指示をする。全員必ずやりなさいというものではない。有効なものだからインストールしてくださいというお願いはしたが、一律勤務時間とはならない。

組合) 現場によってばらつきがあり、そのように周知されていない。そこが一番の課題。必要な社員は業務だと思っている。

会社) joitabは業務に必要なもの。活用のためのツールのための時間は、自分の時間という認識である。労働時間の中でやることも否定しない。

組合) 現場によってばらつきがある。それでいいのかが知りたい。労働時間としなさいというのが私たちの考えである。

会社) 基本は自分の時間。労働時間として扱うことも可である。

組合) それがおかしい。Office365の設定は自分の時間と明確に謳っていればわかる。社員は業務であると思ってやっている。同じ職場内でもばらつきがあり、それはあってはならないことだ。

会社) 社員どうして齟齬があるならば、次に向けての課題として認識し、社員にわかりやすく伝えていくかである。意見として受け止める。ご理解いただきたい。

組合) 今後の対策もあるが、今回は勤務時間として扱われている箇所もあることから納得出来ない。一律勤務時間として扱うべきだ。

◆相模原運輸区に特化した議論

会社) 一律にインストールしなさいと指示をしたわけではない。よって時間外労働にはしていない。基本的には自分の時間。しかし社員に対して上手く伝わっていない部分があったので、そこは課題として認識している。

組合) 現場では全員インストールしてくれと指示されている。その食い違い。

会社) きちんと伝わらなかったことが課題である。

組合) 課題として認識しているのであれば、きちんと労働時間として扱うべきだ。

会社) 業務指示はしていない認識である。

組合) 現場によってばらつきがあるのは支社に問題がある。労働時間管理がされていない。大問題である。



**社員の任意に任せるのは「やいがいの搾取」だ!**

**「これぐらいはいいだろ」が積もればサービス超勤の温床だ!**

**「これって業務? これって労働時間?」という曖昧な作業はありませんか?**

**労働者一人ひとりの意識でサービス超勤を撲滅しよう!**

**業務用タブレットのあり方を点検しよう!!**

**⑦に続く**